埼医業Ⅱ第２０２４号
令和６年１１月２２日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　小　室　保　尚）
（公印省略）

埼玉県後期高齢者医療広域連合発行の資格確認書等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
標記のことについて、別添写しのとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合から通知がありました。
つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、貴会会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　山口
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：yamaguchi@office.saitama.med.or.jp

写

埼高広連第２１２４号
令和６年１１月１９日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井 忠男　様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　富岡　勝則

埼玉県後期高齢者医療広域連合発行の資格確認書等について

平素は、当広域連合の業務の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年１２月２日に被保険者証が廃止されることに伴い当広域連合が発行する資格確認書の様式等について、別紙のとおりお知らせします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員医療機関へ御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
埼玉県後期高齢者医療広域連合
保険料課　資格管理担当
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎４階
TEL　048-833-3125（直通）

埼玉県後期高齢者医療広域連合発行の資格確認書等について

1　資格確認書について

令和６年１２月２日をもって被保険者証の新規発行を終了した後、有効な被保険者証をお持ちでない方や、マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書により、被保険者情報を御確認いただくことになります。

資格確認書は保険者によって様式、有効期間が異なりますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下、「埼玉広域」）発行の資格確認書は、次のとおりです。

なお、後期高齢者医療制度に限り、令和７年７月末までの間、現行の被保険者証が失効する方には、マイナ保険証の有無に関わらず、職権で資格確認書を交付する暫定的な運用を行います。

⑴　埼玉広域発行の資格確認書について

様　　式　…カード型の資格確認証を採用しています（ハガキサイズを採用している県もあります）。

有効期限　…現行の被保険者証と同様に、毎年７月末を終期とします。



必須記載事項

任意記載事項

※住所は裏面に自書することとなります

⑵　資格確認書に記載された被保険者情報について

資格確認書の記載項目には、必須記載事項と任意記載事項があります。

必須記載事項…氏名、生年月日、被保険者番号、負担割合など被保険者資格の確認に必要最小限の項目。

任意記載事項…高額療養費の限度額の区分、長期入院該当日、特定疾病の区分について、該当する被保険者の申請に基づき記載します。（申請窓口は市町村）

※「２　限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の廃止について」、「３　特定疾病療養受療証について」も合わせて御覧ください。

⑶　令和７年７月末の年次更新までの暫定的な措置について

後期高齢者医療制度に限り、令和７年７月末までの間、現行の被保険者証が失効する方には、マイナ保険証の有無に関わらず、職権で資格確認書を交付する暫定的な運用を行います。

そのため、後期高齢者医療の被保険者は、暫定運用が行われている間は、被保険者証か資格確認書のいずれかを所持していることになります。

（現行の被保険者証が失効する方とは）

・令和６年１２月２日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方
・転居等により券面情報に変更が生じ被保険者証※が使用できなくなった方
・被保険者証※を紛失された方

※令和６年１２月１日時点で発行済みの被保険者証は、券面記載事項に変更がなければ、廃止後１年間（有効期限が先に到来する場合はその時まで）利用できるとする経過措置が設けられています。（埼玉広域発行の被保険者証の有効期限は令和７年７月３１日です。）

２　「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の廃止について

後期高齢者医療制度では、被保険者証が廃止されるとともに、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新規発行も終了します。

⑴　限度額適用認定等の認定状況の確認方法

ア　マイナ保険証の方…オンライン資格確認

イ　資格確認書の方…資格確認書の任意記載事項の欄、又はオンライン資格確認

⑵　発行済みの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

券面記載事項に変更がなければ、証に記載された有効期限まで御利用いただくことができます。

３　特定疾病療養受療証について

特定疾病療養受療証は、申請に基づき今後も発行します。

マイナ保険証の方については、オンライン資格確認により、該当する旨を確認いただくこともできます。

また、資格確認書の方については、オンライン資格確認のほか、本人の申請に基づき、特定疾病療養受療証該当である旨を資格確認書の任意記載事項欄に記載することもできます。